

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成十八年十二月二十八日

山口県規則第四百四十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)

第二条 法第四条第一項の申請書は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書(別記第一号様式)によらなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設置等の届出)

第三条 法第十六条の規定による届出をしようとする市町は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合 幼保連携型認定こども園設置届(別記第二号様式)
- 二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする場合 幼保連携型認定こども園廃止届(別記第二号様式)又は幼保連携型認定こども園休止届(別記第二号様式)
- 三 幼保連携型認定こども園の設置者の変更をしようとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更届(別記第二号様式)

(幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請)

第四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(別記第三号様式)
- 二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする場合 幼保連携型認定こども園廃止認可申請書(別記第三号様式)又は幼保連携型認定こども園休止認可申請書(別記第三号様式)
- 三 幼保連携型認定こども園の設置者の変更をしようとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(別記第三号様式)

(幼保連携型認定こども園の目的等の変更の届出)

第五条 省令第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、幼保連携型認定こども園目的等変更届(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の再開の届出)

第六条 法第十六条の規定による幼保連携型認定こども園の休止の届出を行った市町又は法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の休止の認可を受けた者は、当該幼保連携型認定こども園を再開したときは、遅滞なく、幼保連携型認定こども園再開届(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第七条 法第十九条第二項の身分を示す証明書は、別記第六号様式による。

(認定こども園の周知事項の変更の届出)

第八条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、認定こども園周知事項変更届(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 省令第二十八条第一号の知事が定める数は、十とする。
- 3 省令第二十八条第二号の知事が定める変更は、一日の標準的な教育及び保育の内容の変更とする。

(報告の方法等)

第九条 省令第二十九条の知事の定める日は、毎年四月三十日とする。

- 2 省令第二十九条第二号の知事が定める事項は、同条の報告書を提出する日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間における次に掲げる事項とする。
 - 一 認定こども園が提供するサービスの利用状況
 - 二 子育て支援事業その他認定こども園が有する教育及び保育の機能を発揮する事業の実施状況
 - 三 職員の研修の実施状況
 - 四 認定こども園の管理及び運営の状況の評価その他の措置及びその結果の公表の実施状況
 - 五 法第四条第一項に規定する書類に記載された内容に変更があった場合にあっては、当該変更の内容
- 3 省令第二十九条第三号の知事が定める事項は、一日の標準的な教育及び保育の内容とする。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二号)
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第三一号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(その1)(第2条関係)

(平24規則9・平27規則21・令元規則2・令3規則31・一部改正)

(連携施設以外の場合)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

施設	名称				
	所在地				
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計	
	保育を必要とする子ども	人	人	人	
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	
認定を受ける施設の種別	1 幼稚園 2 保育所 3 保育機能施設				
施設の収容定員又は入所定員	人				
認定こども園の名称					
認定こども園の長となるべき者の氏名					
教育及び保育の目標並びに主な内容					
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの					

添付書類

申請に係る施設が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第2条各号に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「認定を受ける施設の種別」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式(その2)(第2条関係)

(平24規則9・平27規則21・令元規則2・令3規則31・一部改正)

(連携施設の場合)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者

郵便番号

住所

氏名

(電話 局 番)

郵便番号

住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

幼稚園	施設	名称				
		所在地				
	利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計	
		保育を必要とする子ども	人	人	人	
		保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	
収容定員					人	
保育機能施設	施設	名称				
		所在地				
	利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計	
		保育を必要とする子ども	人	人	人	
		保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	
入所定員					人	

認定こども園の名称	
認定こども園の長となるべき者の氏名	
教育及び保育の目標並びに主な内容	
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	

添付書類

申請に係る施設が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第2条各号(第1号、第1号の2、第5号から第7号まで、第9号、第12号から第14号まで、第33号及び第41号を除く。)及び同条例第3条各号に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

(平27規則21・追加、平27規則59・旧第3号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則31・一部改正)

幼保連携型認定こども園 設置 届
 廃止
 休止
 設置者変更

年 月 日

山口県知事 様

市町長

下記の幼保連携型認定こども園 を設置 したいので、就学前の子どもに関する教育、
 を廃止
 を休止
 の設置者を変更

保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

名称				
所在地				
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人
	保育を必要とする子	人	人	人

	ども以外の子ども			
収容定員	人			
園長となるべき者の 氏名				
教育及び保育の目標 並びに主な内容				
子育て支援事業のう ち実施するもの				

添付書類

1 設置についての届出にあつては、次に掲げる書類

(1) 届出に係る施設が幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していることを証する書類

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類

2 廃止又は休止についての届出にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条各号(休止についての届出にあつては、第4号を除く。)に掲げる事項を記載した書類

3 設置者の変更についての届出にあつては、変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類

注 設置者の変更についての届出にあつては、当該設置者の変更に係る市町が連名で届け出ること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第4条関係)

(平27規則21・追加、平27規則59・旧第4号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則31・一部改正)

幼保連携型認定こども園 設置 認可申請書
 廃止
 休止
 設置者変更

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

(電話 局 番)

下記の幼保連携型認定こども園の 設置 の認可を受けたいので、就学前の子
廃止 どもに関
休止
設置者の変更

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

名称				
所在地				
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
収容定員	人			
園長となるべき者の氏名				
教育及び保育の目標並びに主な内容				
子育て支援事業のうち実施するもの				

添付書類

1 設置についての認可の申請にあつては、次に掲げる書類

(1) 申請に係る施設が幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していることを証する書類

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類

2 廃止又は休止についての認可の申請にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条各号(休止についての認可の申請にあつては、第4号を除く。)に掲げる事項を記載した書類

3 設置者の変更についての認可の申請にあつては、変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類

注 設置者の変更についての認可の申請にあつては、当該設置者の変更に関係する者が連名で申請すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第5条関係)

(平27規則21・追加、平27規則59・旧第5号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則31・一部改正)

幼保連携型認定こども園目的等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

(電話 局 番)

下記のとおり幼保連携型認定こども園の目的等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日		年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第6条関係)

(平27規則21・追加、平27規則59・旧第6号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則31・一部改正)

幼保連携型認定こども園再開届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

(電話 局 番)

下記のとおり幼保連携型認定こども園を再開したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称	
所在地	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式(第7条関係)

(平27規則53・追加、平27規則59・旧第7号様式繰上・一部改正)

(表)

第 号
身分証明書
所属 職氏名
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事

印

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(第3項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第7号様式(第8条関係)

(平27規則21・旧第3号様式繰下・一部改正、平27規則53・旧第7号様式繰下・一部改正、平27規則59・旧第8号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則31・一部改正)

認定こども園周知事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者

郵便番号

住所

氏名

(電話 局 番)

郵便番号

住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり認定こども園について周知された事項を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により届け出ます。

記

認定こども園の名称		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日		年 月 日

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。